

## 第7回 亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要

### 1. 開催日時

令和2年4月11日(土)午後1時30分から午後2時30分

### 2. 開催場所

亀山市役所 3階 大会議室

### 3. 報告事項

#### (1) 各部からの報告

- 三重県知事「感染拡大阻止緊急宣言」について  
別紙 三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止宣言」 参照
- 小中学校について(教育委員会)

これまで、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の考え方に基づき、通常どおり学校等の授業を実施しています。現在のところ市内で感染が確認されていないことや亀山医師会等の専門家の見解も踏まえ、市立小・中学校、幼稚園の臨時休業措置を行わず、引き続き感染症対策に万全を期して教育活動を継続します。

なお、今後については、市内に感染者が確認された場合、速やかに休校等の措置を検討してまいります。

#### (2) 生活支援臨時給付金(仮称)について

- 4月9日付で、生活支援臨時給付金(仮称)事業について、総務大臣から都道府県知事に通知がありました。亀山市としても、速やかに補正予算を編成し、職員体制や窓口などについて、調整を行います。

### 4. 決定事項

#### (1) 公共施設の閉鎖について

- 現在閉鎖をしている公共施設
  - ・ 西野公園体育館
  - ・ 東野公園体育館
  - ・ 関B&G海洋センター体育館・温水プール
  - ・ 総合保健福祉センターあいあいトレーニング室、カラオケルーム→4月19日(日)までの閉鎖期間を延長し、5月6日(水)までとします。
- 新たに閉鎖をする公共施設
  - ・ 総合保健福祉センターあいあい 白鳥の湯
  - ・ 図書館 学習室
  - ・ 関宿旅籠玉屋歴史資料館
  - ・ 関まちなみ資料館

- ・ 関の山車会館
- ・ 鈴鹿峠自然の家
- ・ 石水溪野外研修施設・キャンプ場

→4月15日（水）から5月6日（水）まで閉鎖します。

◎この内容については、指定管理者と調整の上、近日中に市民の方々へ周知します。

## 5. その他

- 新型コロナウイルス感染症にかかる市主催のイベント等の基準について、開催基準の適用期間を5月6日（水）まで延長します。
- 5月23日（土）開催予定のげんきっ子フェスティバル  
→中止
- 7月26日（日）開催予定の市立医療センター30周年のイベント  
→中止
- かめやま出前トーク  
→当面の間、中止とし、再開時期については、今後の状況を見て判断をします。
- 公民館講座  
→6月から開講予定であり、現在、申し込み受付中。予約時に、状況により中止または延期となることをお伝えしています。
- 公共工事等の地元説明会  
→マスクの着用、アルコール消毒液の設置や広い場所の確保及び複数回に分けて開催するなど、感染防止対策に配慮しながら実施していきます。

◎その他の市主催のイベントについても、中止や延期が決まり次第、お知らせしていくこととします。

## 第7回 亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 事項書

(日時) 令和2年4月11日(土)

午後1時30分から

(場所) 市役所 3階 大会議室

### 1 あいさつ

### 2 報告事項

#### (1) 各部からの報告

#### (2) 生活支援臨時給付金(仮称)について

### 3 協議事項

#### (1) 公共施設の閉鎖について

### 4 その他

#### 【資料】

- ・三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について(知事コメント、三重県教育委員会通知)
- ・生活支援臨時給付金(仮称) 総務大臣 通知
- ・新型コロナウイルス感染患者の発生について(第14・15 例目)

## 三重県新型コロナウイルス 「感染拡大阻止緊急宣言」

新型コロナウイルスの急速な蔓延を受けて4月7日に政府から、「緊急事態宣言」が7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に発出されました。

また、本県では、4月9日時点において、感染経路が不明な事例は確認されていないものの、感染が継続し、これまで15名の感染が確認されており、今まで発生していなかった地域へも拡大しています。

さらに、近隣県の愛知県においては、感染者数の急増に加え、感染経路が判明しない件数も増えており、岐阜県においても直近1週間の増加数が前の週の2.5倍に増加し、新たなクラスターが判明するなど、三重県の周辺における状況は急変しています。

このため、本県においては、愛知県、岐阜県と連携のさらなる強化を確認し、取組を進めているところです。

近隣県で緊張度を高める取組が進められている中、本県においても近隣県の取組の効果が最大限発揮されるよう、これまでの取組を一層強化しなければなりません。

三重県としても、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、感染者数を抑えるとともに、医療提供体制の確保と社会機能の維持を両立させるため、“三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」”を宣言し、「オール三重」で新型コロナウイルスに関する以下の対策に取り組んでいくこととします。

### 1. 移動自粛のお願い

○「緊急事態宣言」が発出されている7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）については、医療機関への通院や通勤等生活の維持に必要な場合を除く移動の自粛

○生活・文化圏が重複し、3県が連携して取り組むこととしている、愛知県、岐阜県については、移動自粛による感染拡大防止の効果を最大限に発揮するため、医療機関への通院や通勤等生活の維持に必要な場合を除く移動の自粛

○感染が多数確認されている2道府（北海道、京都府）については、不要不急の移動の自粛を県民の皆様に要請します。

### 2. 学校について

広域の移動の多い県立学校及び県立特別支援学校については、臨時休業を早急に行います。

臨時休業を行うにあたっては、児童・生徒に対し、臨時休業期間中の過ごし方や学習方法などを伝え、保護者が少しでも準備できる時間を確保するよう十分に配慮します。

### 3. 医療体制について

新型コロナウイルスの感染者の増加を見据え、感染症患者について、症状や地域に応じ、きめ細かに、かつ速やかな受け入れが可能となるよう、本日設置した「新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を最大限活用し、感染症指定医療機関や県医師会等関係団体等とも緊密に連携のうえ、入院医療提供体制の充実や軽症者の受入れの検討、医療従事者の確保、施設設備の整備等、県民の皆様の命を守るため、医療提供体制の整備を進めていきます。

### 4. 経済対策について

国の緊急経済対策では、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や中小企業・小規模事業者等への支援などが示されました。当該経済対策の内容を早急に精査するとともに、関係団体や市町、県民から寄せられる声などもふまえて、県としての追加的な対策を速やかに検討のうえ、実施します。

県民の皆様におかれましては、本宣言の趣旨をご理解いただき、感染防止対策を徹底いただくとともに、感染は他人事ではなく、明日には自身や大切な家族にも起こりうる事態であるということをご認識いただき、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないよう、ご協力をお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(知事コメント)

新型コロナウイルスの急速な蔓延をうけて、国においては、4月7日、大阪府を含む七都府県を対象地域とした「緊急事態宣言」を発令しました。さらに近隣県においても、愛知県では、直近の感染者数の急増に加え、感染経路が判明しない件数も増えており、岐阜県では、直近1週間の増加数が前の週と比べ2.5倍に増加し、新たなクラスターが判明するなど、三重県の周辺における状況が急変しています。近隣県で緊張度を高める取組が進められている中、本県においても近隣県の取組の効果が最大限発揮されるよう、これまでの取組を一層強化しなければなりません。

県内においては、感染経路が不明な事例はないものの、感染が継続し、今まで発生していなかった地域へも拡大しています。愛知県とは1日約5万人、大阪府とは1日約7千人の通勤をはじめとした人の移動や、県内の発生状況を総合的に考えると、三重県における感染リスクは従来とは異なる状況になったと判断せざるを得ないと考えています。

これまで、子どもたちの安全を第一に考えながら、学びの継続との両立について、慎重に検討し、対応してきましたが、今回の、これまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、子どもたちの命と健康を最優先に考えて、全ての県立学校について、4月15日から5月6日まで、県立学校を一斉休業することとしました。

なお、各学校の新学期の開始直後に再び臨時休業を行うことや、保護者が少しでも準備できる期間を設ける必要があることなどを考慮し、13日と14日には、通学時も含めて感染対策を徹底したうえで登校することとし、休業期間中の過ごし方や学習方法などについて、学校から子どもたちへ丁寧に伝えます。

また、先の措置により休業としていた、四日市市、三重郡、鈴鹿市、津市の多くの県立学校では、13日に入学式を予定しています。子どもたちの節目としての入学式は、感染予防に最大限努めながら実施することとし、入

学後の支援についても、各学校においてさまざまな工夫をしながら、進めていきます。14日以降に入学式を予定している一部の特別支援学校においても、同様に入学式は実施します。

新しく入学する学校での生活を楽しみにしていた子どもたちや、久しぶりに友人とともに学ぶ喜びを感じていた子どもたちのことを考えますと、今回の決定は非常に辛い判断ではありますが、子どもたちの期待に少しでも応えられるよう、県も学校と一体となって、休業中の支援を進めてまいります。

今回の休校措置は、長期に及ぶことから、児童生徒の学習内容を担保するために、あらゆる工夫をしなければなりません。自宅での学習を進めるための支援だけでなく、例えば学年単位の分散登校なども実施する予定です。また、ICTを効果的に用いたオンライン教育も早急に検討します。

保護者の皆さまにも、突然のお知らせとなりますが、かけがえのない子どもたちを守るためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

先の措置の時と同様に、引き続き個別に学校での支援も継続いたします。また、社会全体で子どもたちや保護者の皆さまを支えるよう、これまでも、さまざまな制度を整えてまいりましたが、その制度がしっかりと皆さまに行き届くように、県としても、子どもたちやご家庭を支援するネットワークとの連携を強化しながら、ご家庭にしわ寄せがいかないよう取り組んでまいります。

学校やご家庭だけでなく、地域の皆さまも、さまざまな場面で、子どもたちを見守っていただきますようお願いいたします。

県民の皆さまには、大切な子どもたちの命と健康を守り抜いていくという、強い決意を、共に持っていただき、「オール三重」でこの事態を乗り越えることに、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月10日

三重県知事 鈴木 英敬

令和2年4月10日

各市町等教育委員会事務局  
指導事務主管課長 様

三重県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）

全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大しており、本県からの通勤などの人の移動が多い愛知県においても、感染者数の増加に加え、感染経路が判明しない件数も増加し、本県での感染リスクも、これまでになく高まっています。また、隣接する岐阜県では新たなクラスターが発生しているほか、滋賀県、和歌山県でも感染が拡大しており、大阪府においても先般、特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされるなど、周辺における状況が急変しています。

県内においては、感染経路が不明なものはないものの、特に最近では県外からの移動者に係る感染が継続しています。さらに、これまでは感染が確認されていなかった県南部地域においても感染者が確認されるなど、地域が拡大しています。

このように、愛知県や大阪府等への通勤などの人の移動や県内の発生状況を総合的に考えると、三重県における感染リスクはこれまでとは異なる状況にあります。

県教育委員会では、学校における教育活動について、児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立を慎重に検討し、対応してきましたが、今回のこれまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、全ての県立学校について、令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）の期間、臨時休業することとしました。

については、県立学校における新型コロナウイルス感染防止への対応について、別添（写）のとおり通知していますので、これを参考にいただき、新型コロナウイルス感染防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え対応するという趣旨を踏まえ、市町の状況に応じてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、各市町等教育委員会において臨時休業を行う場合には、別添（写）の、休業中の児童生徒の健康管理や連絡体制の確保、家庭学習や登校日の設定等の学習指導の工夫、心のケア等について十分ご留意いただくとともに、子どもたちの居場所確保のために必要な措置を含め、休業期間中に子どもたちが安心して過ごせるようにするための準備や周知を行えるよう、臨時休業開始日についても、市町の関係部局や関係機関と連携のうえ、地域の実情に応じ、ご判断いただくようお願いいたします。

記

1 送付文書

新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）（写）



事務担当 三重県教育委員会事務局

小中学校教育課小中学校教育班 村田 憲彦

TEL : 059-224-2963

保健体育課健康教育班 柚木 歩

TEL : 059-224-2969

令和2年4月10日

各県立学校長 様

三重県教育委員会教育長

### 新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）

全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大しており、本県からの通勤などの人の移動が多い愛知県においても、感染者数の増加に加え、感染経路が判明しない件数も増加し、本県での感染リスクも、これまでになく高まっています。また、隣接する岐阜県では新たなクラスターが発生しているほか、滋賀県、和歌山県でも感染が拡大しており、大阪府においても先般、特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされるなど、周辺における状況が急変しています。

県内においては、感染経路が不明なものはないものの、特に最近では県外からの移動者に係る感染が継続しています。さらに、これまでは感染が確認されていなかった県南部地域においても感染者が確認されるなど、地域が拡大しています。

このように、愛知県や大阪府等への通勤などの人の移動や県内の発生状況を総合的に考えると、三重県における感染リスクはこれまでとは異なる状況にあります。

学校における教育活動については、児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立を慎重に検討し、対応してきましたが、今回のこれまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、全ての県立学校について、臨時休業とします。臨時休業中の対応については、下記のとおりです。

#### 記

##### 1 臨時休業の期間と留意事項

令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）（ただし、盲学校、聾学校、杉の子特別支援学校石薬師分校、特別支援学校北勢きらら学園は4月16日、城山特別支援学校は4月17日からとします。）

4月13日から臨時休業に入る前までの期間には、臨時休業中における家庭での学習方法や、留意事項等を指導するとともに、通学時の混雑緩和を含めて各学校の実情に即し、4月7日及び8日に各学校において確認した感染防止対策を改めて徹底すること。

## 2 臨時休業中の児童生徒の健康管理（保健体育課）

児童生徒に対し、以下に示す感染予防対策に留意して過ごすよう指導するとともに、児童生徒の状況把握に努めること。

- ① 家庭においては体温測定を行うなどの体調管理に努めること。
- ② 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ③ 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ④ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。

## 3 休業中の連絡体制の確保（高校教育課、特別支援教育課）

メール配信システム等の活用など、学校からの連絡が児童生徒及び保護者に確実に伝わるように体制を整えること。

## 4 教育課程（高校教育課、特別支援教育課）

### ① 家庭学習について

学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すこと。その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等をふまえて、教科書と併用できる適切な教材を提供すること。また、児童生徒が年度初めから授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習など、必要な措置を講じること。

### ② 登校日について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を設ける。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保するなど、感染拡大防止のための措置等を講じること。また、登下校が通勤時間帯と重ならないよう配慮するとともに、終了後は速やかに帰宅させること。

### ③ その他の指導の工夫について

必要に応じて児童生徒を個別に指導する場合や、家庭の状況等により特別な配慮が必要となる場合は、教職員がきめ細かな対応を行うなど、工夫する

こと。

特別支援学校の幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない場合が考えられることから、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、特段の配慮のもと慎重に行うこと。

その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意すること。

#### 5 健康診断への対応（保健体育課）

学校医等による健康診断については、再度、学校医等と日程を調整すること。検診業者による健康診断については、教育委員会の連絡後に改めて調整すること。

#### 6 心のケア等に関すること（生徒指導課）

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）等を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

#### 7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について（保健体育課）

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うことなどを通じて、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないことを理解させ、偏見や差別が生じないようにすること。

#### 8 部活動（保健体育課）

部活動については休止とする。ただし、自宅での活動を禁止するものではないが、自主的な活動であっても集団で活動することがないように指導すること。

#### 9 運動機会の確保（保健体育課）

児童生徒の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境下で行うよう児童生徒に指導すること。また、学校の運動場や体育館等を感染拡大防止の措置を講じたうえで開放すること。

10 教職員の勤務（教職員課）

教職員の勤務については通常どおりとする。

11 体育施設の開放（保健体育課）

引き続き、臨時休業期間中は中止する。

12 入学式（高校教育課、特別支援教育課）

入学式を実施する学校においては、こまめに換気し、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりするなど、感染防止対策を徹底すること。

事務担当 高校教育課 高校教育班 谷奥 茂

TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023

特別支援教育課 特別支援教育班 石川 真史

TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023

保健体育課 健康教育班 柚木 歩

TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023

学校体育班 與谷 慎穂

TEL : 059-224-2973 FAX : 059-224-3023

生徒指導課 生徒指導班 山本 勇人

TEL : 059-224-2332 FAX : 059-224-3023

教職員課 県立学校人事班 奥山 剣司

TEL : 059-224-2956 FAX : 059-224-3040

総行政第55号  
令和2年4月9日

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

総務大臣  
(公印省略)

### 生活支援臨時給付金(仮称)事業の実施について

一昨日、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)が実施されることになり、総務省に生活支援臨時給付金実施本部を設置いたしました。

この事業の概要は下記のとおりであり、市区町村の実施する給付事業を対象とし、国が補助金(補助率 10/10)を交付するという方式としているところでありますので、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在検討中ですが、地方公共団体の御意見をお聞きしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、生活に困難をきたしている世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現に御協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、御連絡いただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 施策の目的

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を行う

#### 2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費(給付事業費及び事務費)について、国が補助(10/10)

#### 3 給付対象

世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、

- ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直す

と住民税非課税水準（※）となる低所得世帯

- ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯等を対象とする

※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。

・扶養親族等なし（単身世帯）	10万円
・扶養親族等1人	15万円
・扶養親族等2人	20万円
・扶養親族等3人	25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

#### 4 給付額

1世帯あたり30万円

#### 5 感染症の拡大を防ぐ観点からの給付金の申請と給付の方法

- ・収入状況を証する書類等を付して市区町村に申請

（申請者や市区町村の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続きを検討することとしている。また、申請方法は、申請書類の郵送を基本としつつ、オンライン申請を検討する。やむを得ず窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図る）

- ・給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込み

#### 6 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

#### 7 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるよう御準備いただくことをお願い申し上げます。

令和2年4月9日

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第14・15例目）

4月9日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、2名の方の陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第14・15例目となります。

### 1 患者情報（県内第14例目）

(1) 年代 50代

(2) 性別 男性（日本籍）

(3) 居住地 明和町

(4) 職業 会社員

(5) 症状・経過

4月 3日（金） 夕方、38.8℃の発熱

4日（土） 医療機関A受診、インフルエンザ陰性。

7日（火） 発熱継続し、味覚・嗅覚障害あり。再度医療機関A受診。医療機関Aから「帰国者・接触者相談センター」に相談あり、受診調整。

受診調整により帰国者・接触者外来（医療機関B）を受診。疑似症として発生届が提出され、医療機関Bにおいて、PCR検査のため検体を採取。

8日（水） PCR検査を実施。

9日（木） PCR検査により陽性を確認。

現在、県内の感染症指定医療機関に入院調整中。

<現在の症状>

軽症～中等症（37.5℃の発熱、咳、頭痛継続、味覚・嗅覚障害は軽減）

(6) 行動歴

3月27日（金）～31日（火） 東京都から帰省した親族の方と接触

4月 3日（金）まで出勤

※仕事上、首都圏の方との関わりがある。

※基本的にマスクを着用しており、症状出現後、公共交通機関の利用はない。

(7) 今後について

- ・濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。



## 2 患者情報（県内第15例目）

- (1) 年代 20代
- (2) 性別 男性（日本籍）
- (3) 居住地 明和町
- (4) 職業 会社員

### (5) 症状・経過

- 4月 5日（日） 倦怠感、味覚・嗅覚障害あり。医療機関C受診、風邪と診断。
  - 6日（月） 症状継続し、夕方発熱（38.8℃）、頭痛出現。
  - 7日（火） 医療機関D受診。医療機関Dから「帰国者・接触者相談センター」に相談あり、受診調整により帰国者・接触者外来（医療機関E）を受診。疑似症として発生届が提出され、医療機関Eにおいて、PCR検査のため検体を採取。
  - 8日（水） PCR検査を実施。
  - 9日（木） PCR検査により陽性を確認。
- 現在、県内の感染症指定医療機関に入院調整中。  
<現在の症状>  
軽症～中等症（倦怠感、味覚・嗅覚障害あり）

### (6) 行動歴

- 3月27日（金）～31日（火） 東京都から帰省した親族の方と接触
  - 4月 6日（月）まで出勤
- ※基本的にマスクを着用しており、症状出現後、公共交通機関の利用はない。

### (7) 今後について

- ・濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

※「医療機関A」等のアルファベット表記は頭文字ではありません。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。